

# 資 料 編

## 1 用語集（あいうえお順）

- ・ アグリツーリズム

都市居住者などが、農村・農場で休暇・余暇を過ごすこと。グリーンツーリズムともいわれる。

- ・ 間伐

樹木の成長に応じて、一部の植栽木を伐採し、立木密度を調整すること。

- ・ 高収益作物

主食米と比べて面積当たりの収益性が高い作物をいい、野菜、花き・花木及び果樹に該当する作物。

- ・ 自給的農家

経営耕地面積 30 a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家。

- ・ 下刈り

植栽した樹木に日光があたるよう、周囲の雑草木等を刈り払うこと。

- ・ 市民農園

都市住民等が、営利以外の趣味的な利用を目的として、野菜や花を育てるための小区画農園。

- ・ 準農家

多様な担い手を確保・育成するため、農産物の販売意欲と一定水準の農業技術を有し、小規模（10a 程度）な農地で新たに農業経営を目指す者が必要な手続き完了後に準農家となる大阪府独自の仕組み。

- ・ 森林経営計画

「森林所有者」または「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する 5 年を 1 期とする計画。なお、本市の 1 箇所あたりの計画面積は概ね 90ha 程度。

- ・ 水源の涵養

森林の土壌が雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、河川の流量を安定させる機能のこと。また、雨水が森林土壌を通過することによ

り、水質が浄化される。

- ・水田収益力強化ビジョン

地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するために、地域の作物生産の設計図となるもので、地域段階のビジョンは、市町村が参画する地域農業再生協議会が作成する。

- ・スマート農業

ロボット技術や情報通信技術（ICT）等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業。

- ・高槻市遊休農地対策本部

市、農業委員会、農業協同組合等で構成され、遊休農地の調査を行い、再生利用等を目的とした組織。

- ・田んぼダム

田んぼが元々持っている水を貯める機能を利用し、大雨時に田んぼに一時的に雨水を貯めることで、排水路や河川への流出を抑制し、洪水被害を軽減すること。

- ・地産地消

地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る）を、その生産された地域内において消費する取組。

- ・都市農業

市街地及びその周辺地域において行われる農業。

- ・農業経営体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、(1)経営耕地面積が 30 a 以上、(2)農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数等、一定以上の規模(露地野菜 15 a、施設野菜 350 m<sup>2</sup>、搾乳牛 1 頭等)、(3)農作業の受託を実施、のいずれかに該当するもの。

- ・農空間づくりプラン

大阪府が独自施策として取組んでいるもので、農地の保全が困難になった地域において、農家だけでなく地域住民も参加した「農空間づくり協議会」により作成する農空間の保全と活用を図るプランのこと。

- ・ バイオマス  
生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。大気中で新たに二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」な資源といわれる。
- ・ 花育  
子どもから大人までを対象に、花きの多様な機能に着目し、教育、地域活動に取り入れること。
- ・ 販売農家  
経営耕地面積 30a 以上または農産物販売額が 50 万円以上の農家。
- ・ 非主食用米  
飼料用米等の新規需要米、加工用米、備蓄米のこと。
- ・ 人・農地プラン  
農業従事者の高齢化や担い手不足等の問題を解決するため、地域や集落の話合いに基づき、地域内の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とともに、当該地域における農業の在り方などを明確化したプランのこと。
- ・ 防災協力農地  
災害時の市民の安全確保や円滑な復旧活動に役立てることを目的に、農地を避難空間や災害復旧用資材置場などとして利用するため、農地所有者の協力により、登録された農地。
- ・ 木育  
子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて、木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学ぶこと。
- ・ 遊休農地  
現に耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地。
- ・ 林野面積  
木竹が集団して育成している土地及び用材、薪炭材、竹林、その他の林産物を集団的に生育させるために用いている土地並びに森林以外の草生地(野草地)の面積。

・6次産業化

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造・加工業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

## 2 アンケート結果

### 市民アンケート

調査対象：無作為抽出した市民

配布数：2000件

配布と回収の方法：郵送

配布日：令和2年12月24日

回収期限：令和3年1月8日

回答数：794件（回収率39.7%）

回答内訳：①男女別（男性52.4% 女性45.3%）

②年齢別 20歳代12.7%、30歳代15.6%、40歳代14.4%  
50歳代16.6%、60歳代19.8%、70歳代20.3%

### 農業者アンケート

調査対象：農業者（市内実行組合員）

配布数：1608件

配布と回収の方法：郵送

配布日：令和3年3月19日

回収期限：令和3年5月10日

回答数：1208件（回収率75.1%）

### 森林所有者アンケート

調査対象：森林所有者

配布数：1306件

配布と回収の方法：郵送

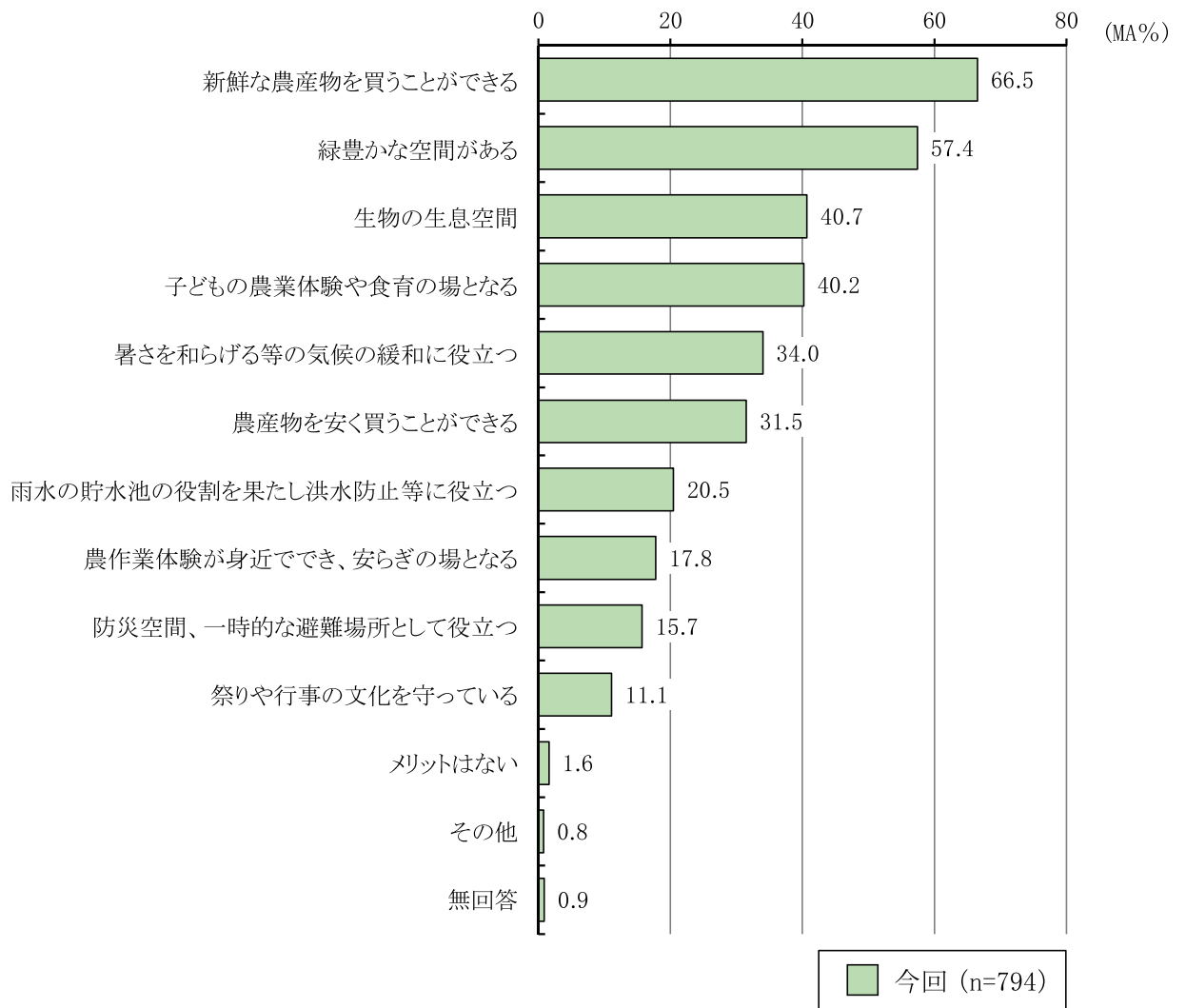
配布日：令和3年4月9日

回収期限：令和3年5月10日

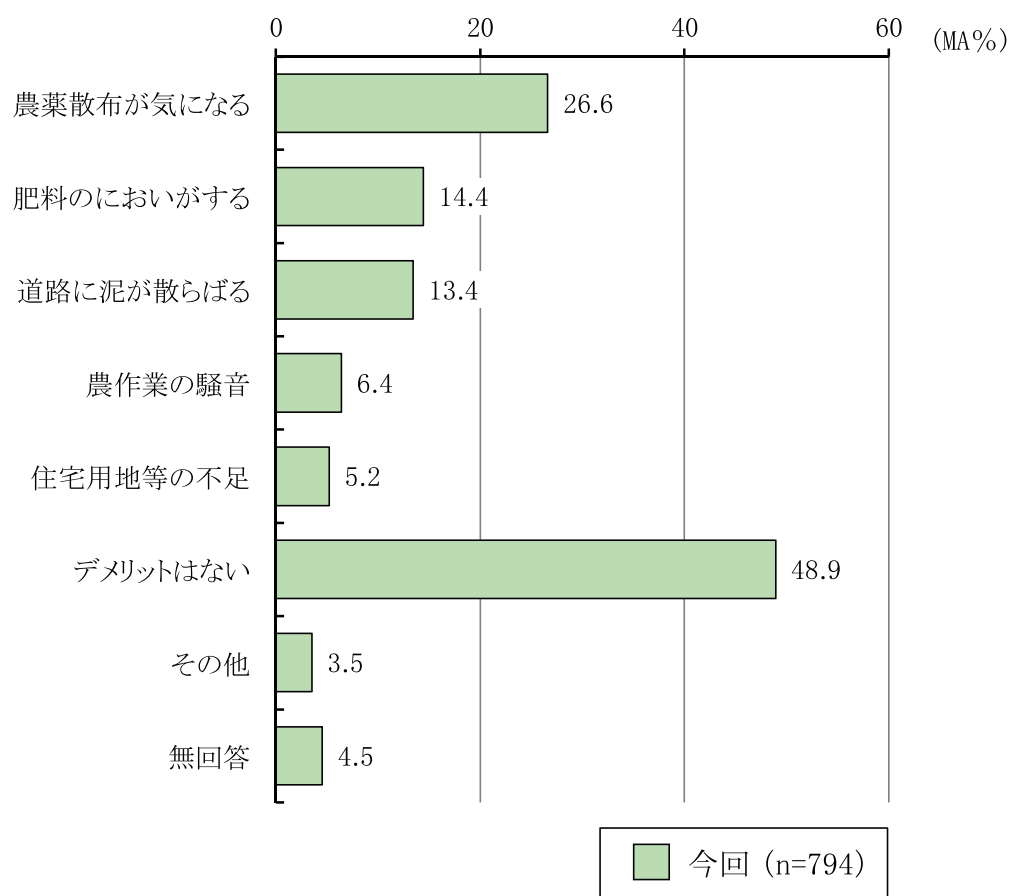
回答数：659件（回収率50.5%）

市民アンケート

問1 高槻市内に農地があることでどんなメリットがあると思いますか。(複数回答可)

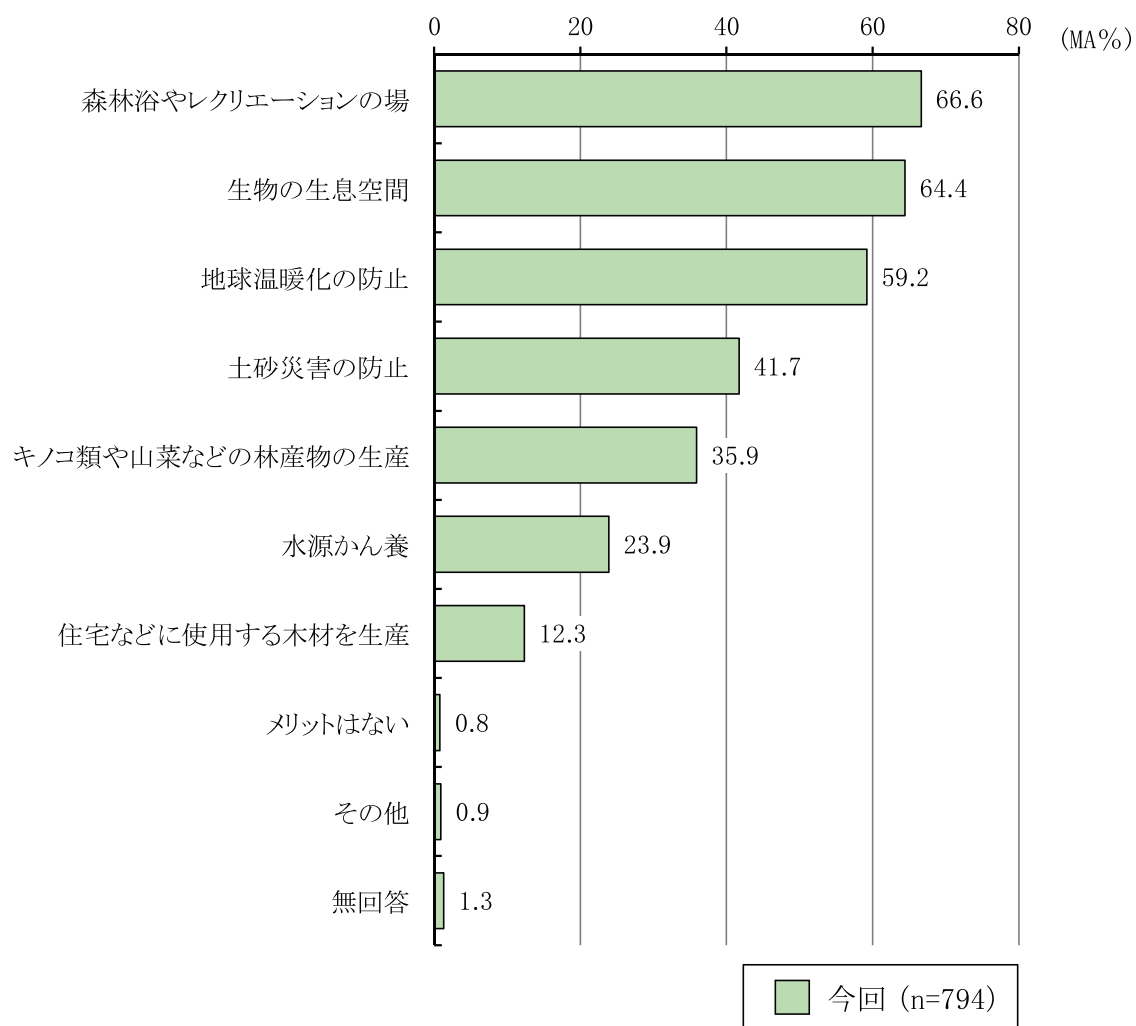


問2 高槻市内に農地があることでどんなデメリットがあると思いますか。(複数回答可)

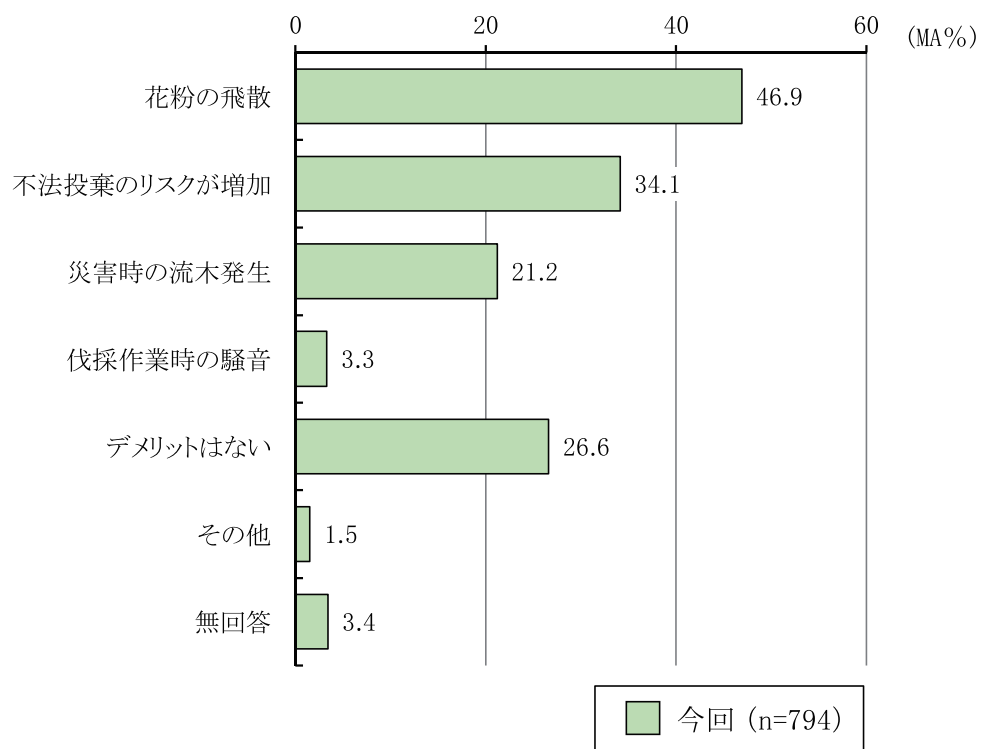




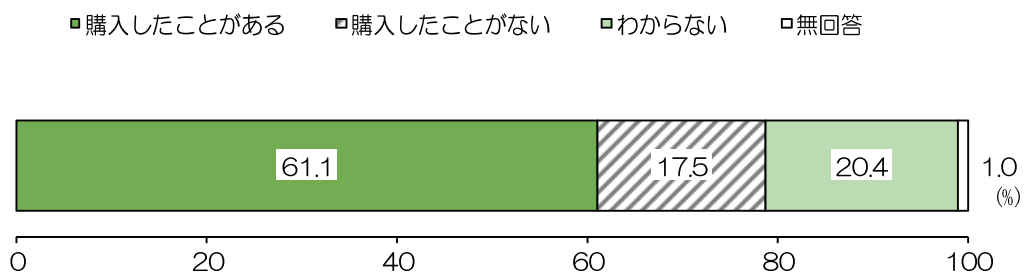
問3 高槻市内に森林があることでどんなメリットがあると思いますか。(複数回答可)



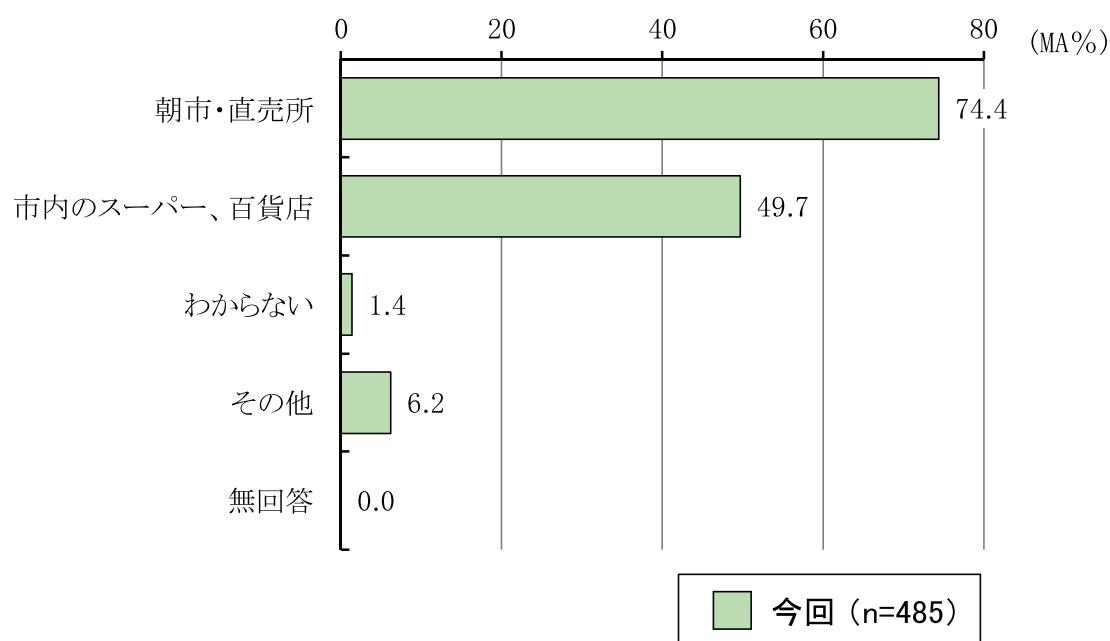
問4 高槻市内に森林があることでどんなデメリットがあると思いますか。(複数回答可)



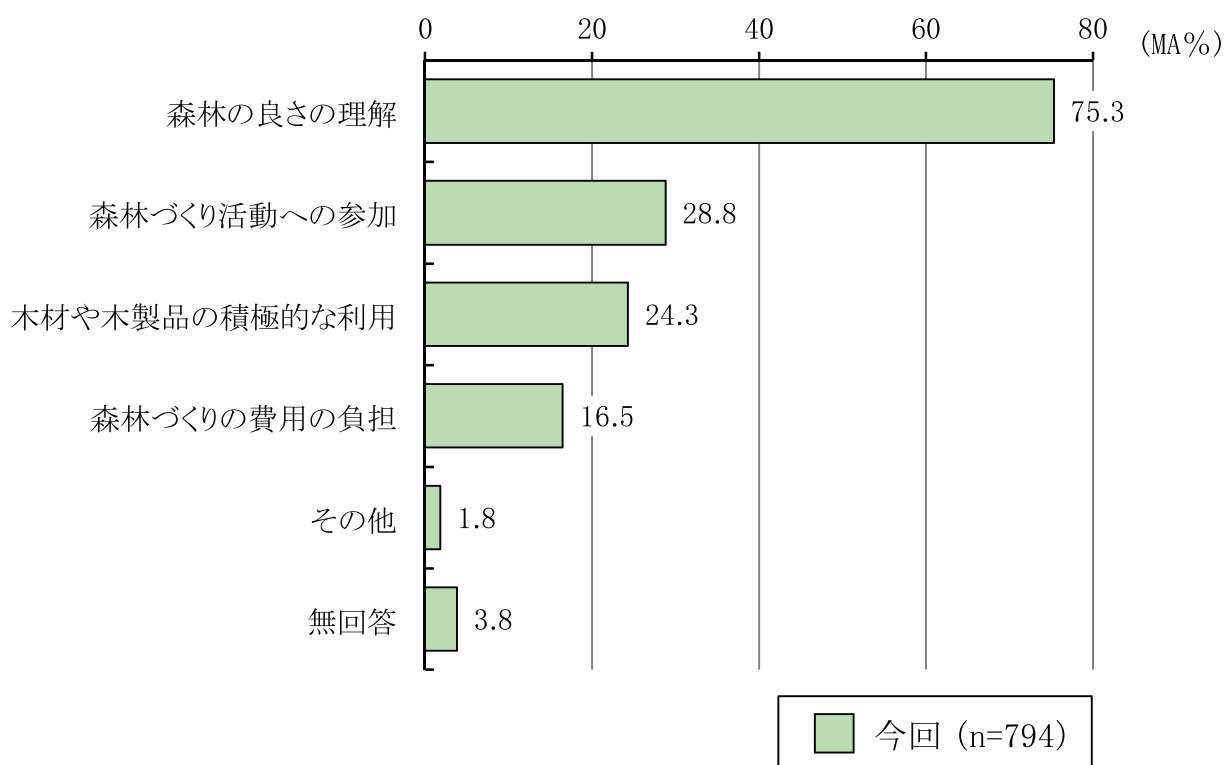
問5 あなたは高槻市産の農産物を購入したことがありますか。(複数回答可)



問6 市内のどこで農産物を購入されましたか。(複数回答可)

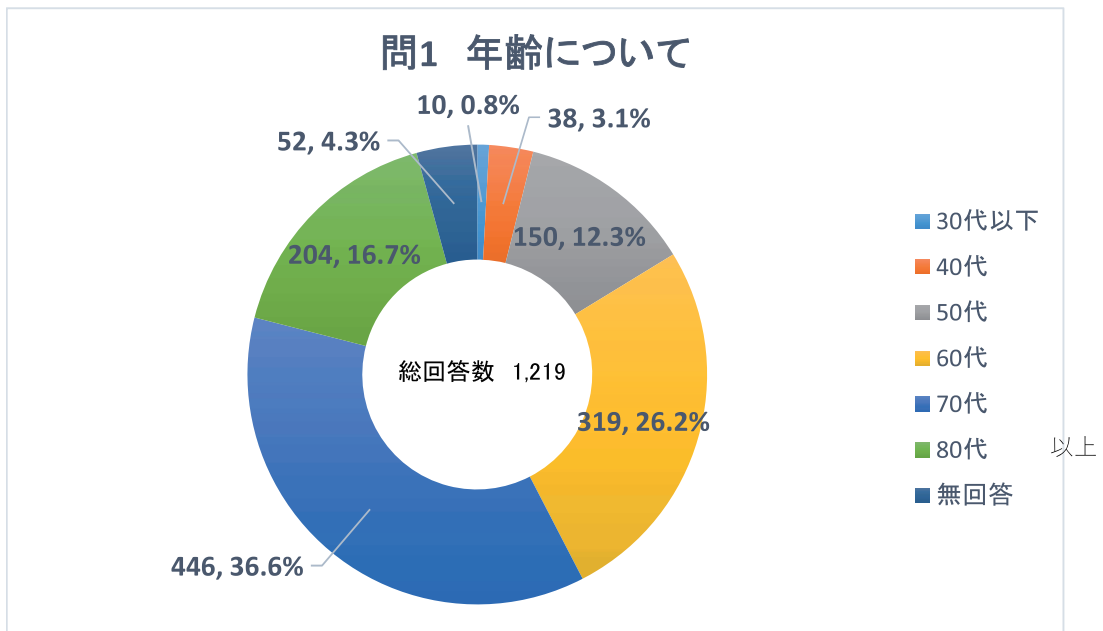


問7 森林を守り育てるために、市民として何をしたらよいと思いますか。(複数回答可)

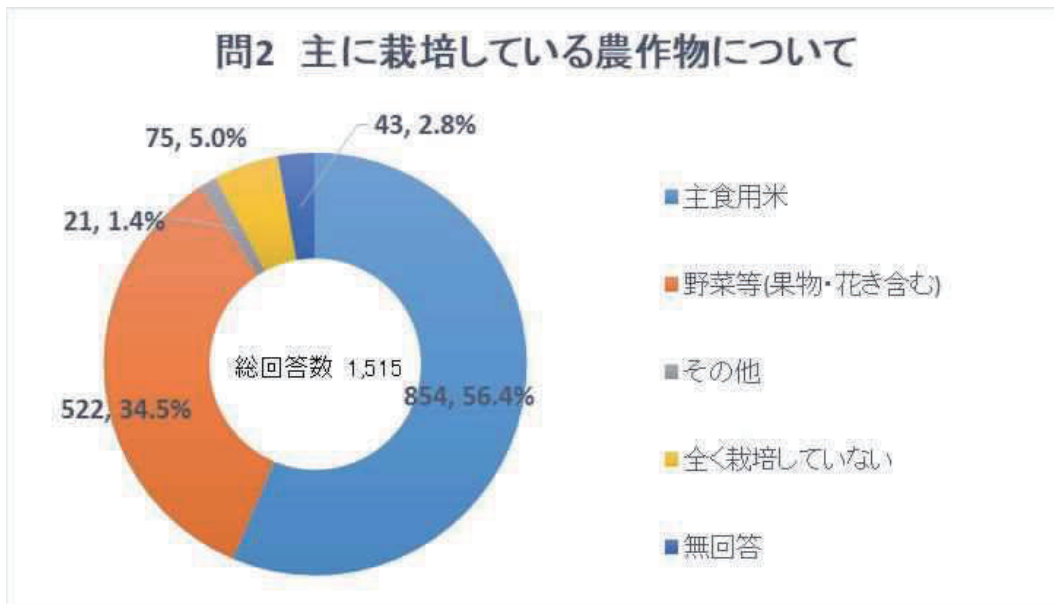


農業者アンケート

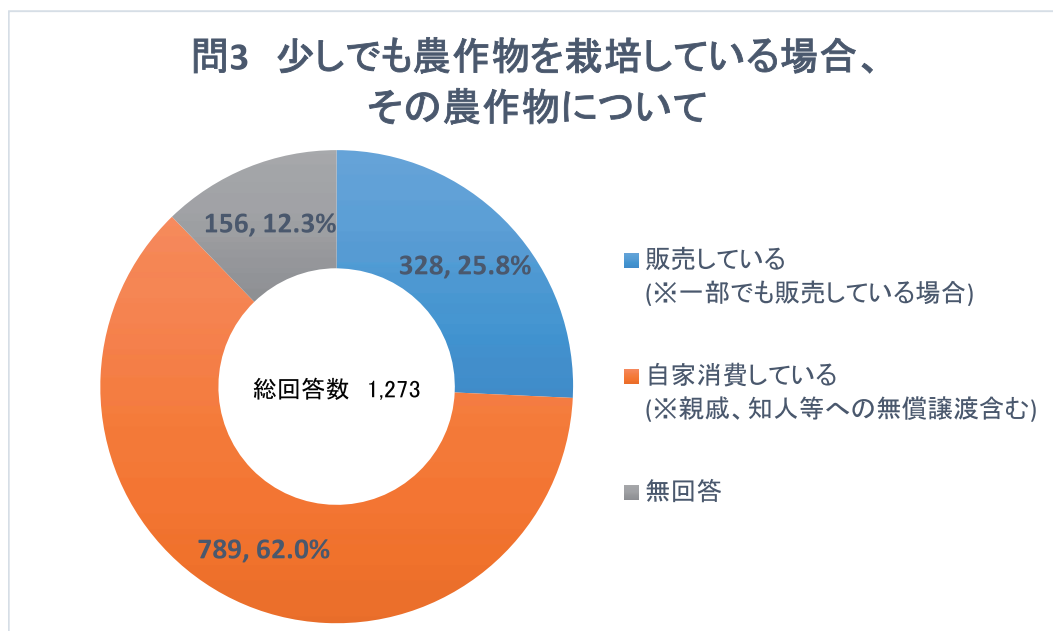
問1 年齢について



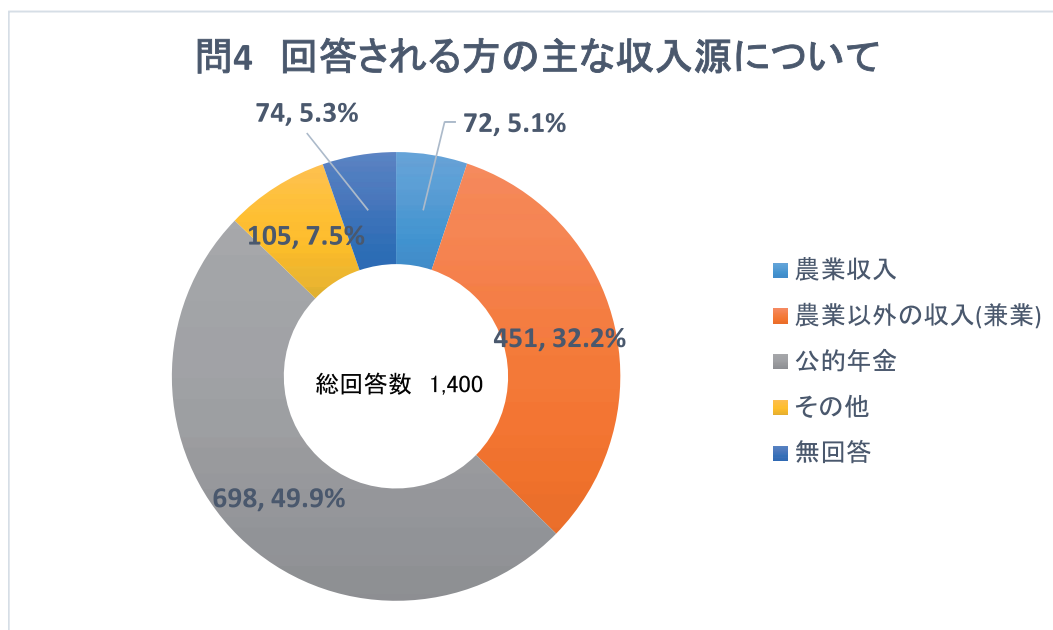
問2 主に栽培している農作物について



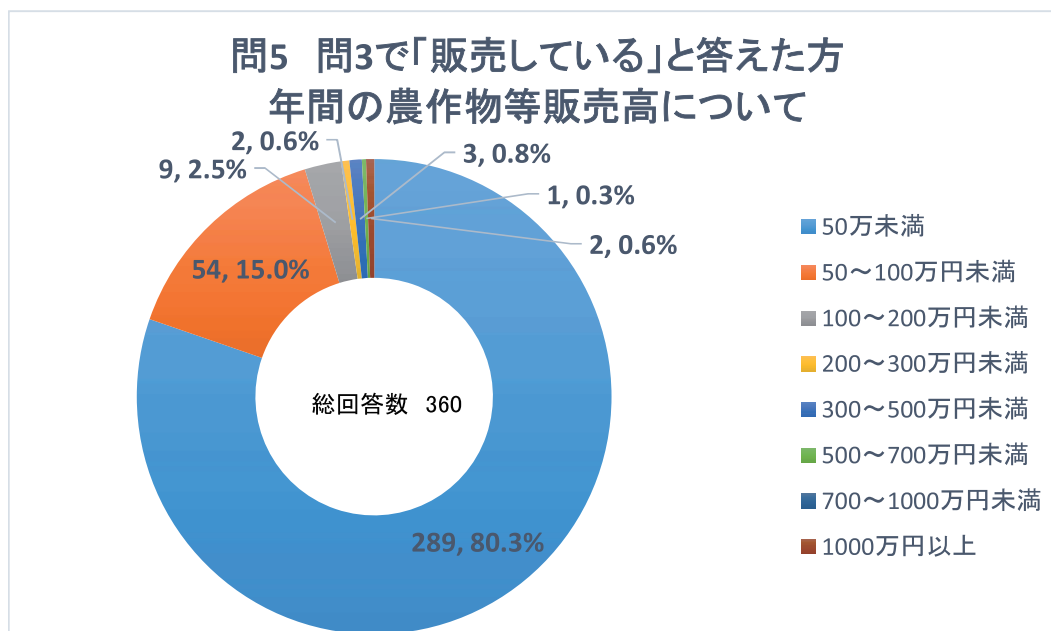
問3 少しでも農作物を栽培している場合、その農作物について



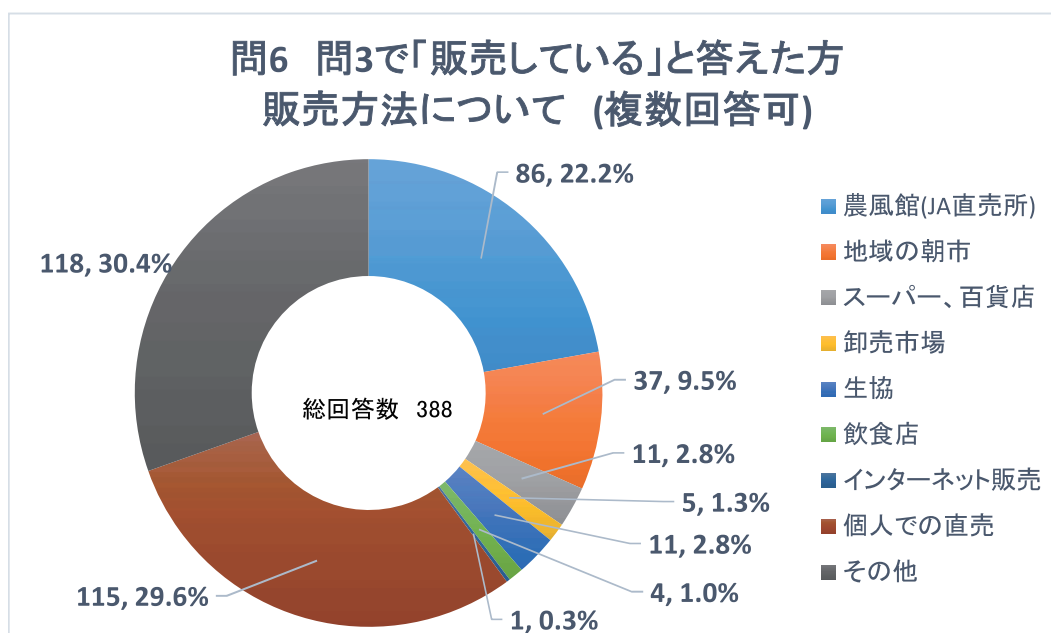
問4 回答される方の主な収入源について



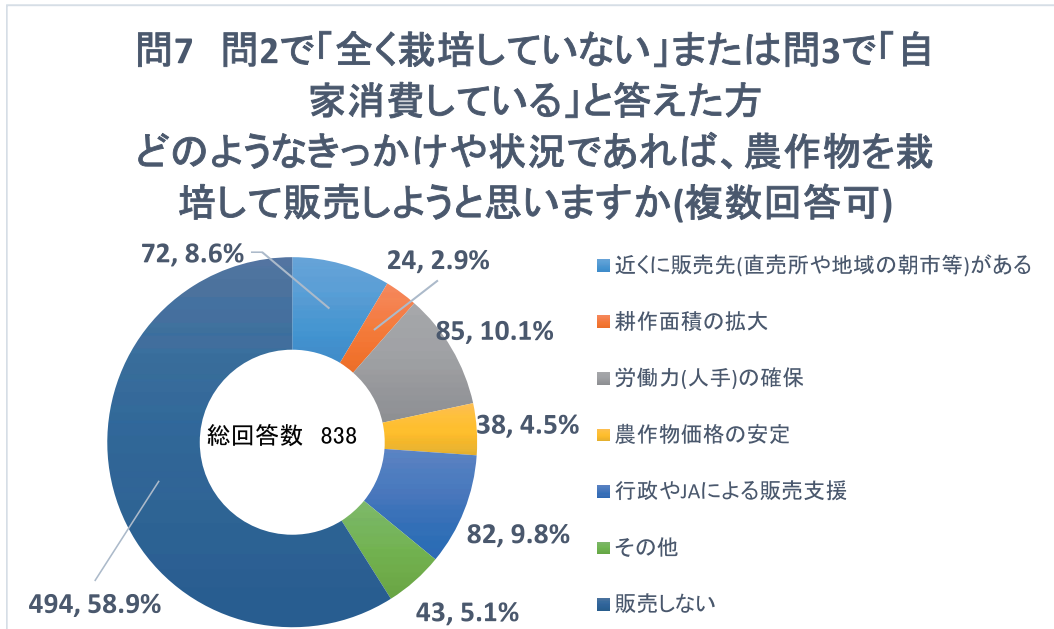
問5 問3で「販売している」と答えた方のうち、年間の農作物等販売高について



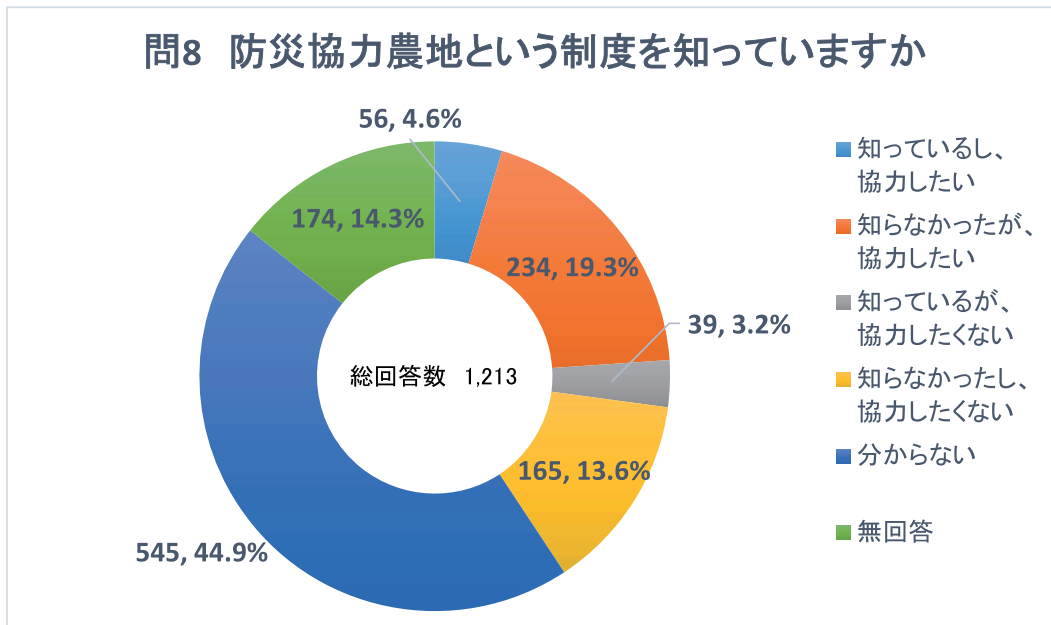
問6 問3で「販売している」と回答した方のうち、販売方法について



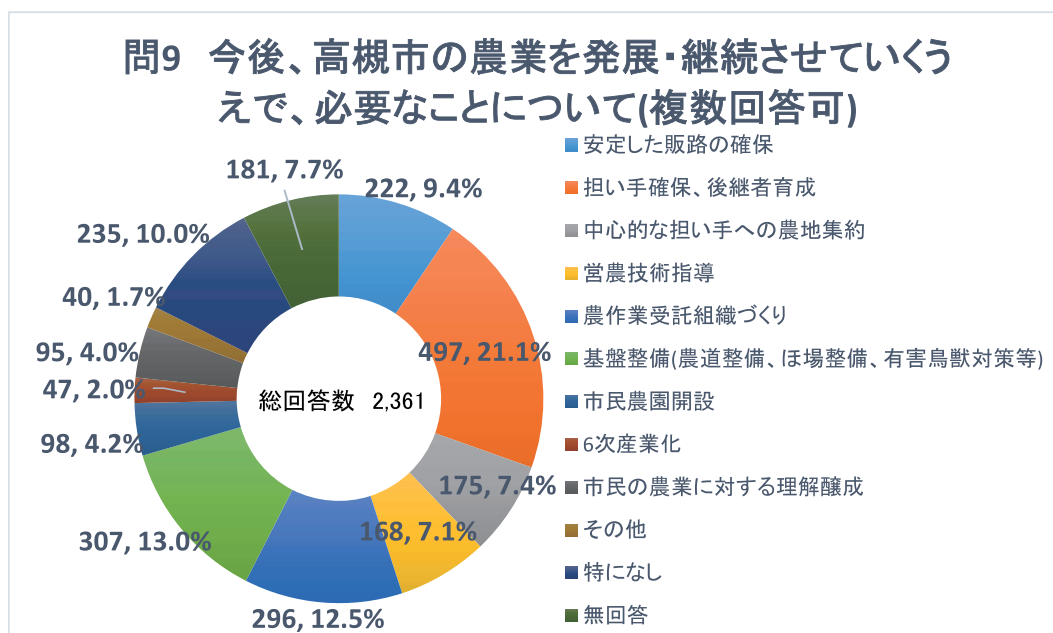
問7 問2で「全く栽培していない」または、問3で「自家消費している」と回答された方のうち、どのようなきっかけや状況であれば、農作物を栽培して販売しようと思えますか（複数回答可）



問8 防災協力農地という制度を知っていますか



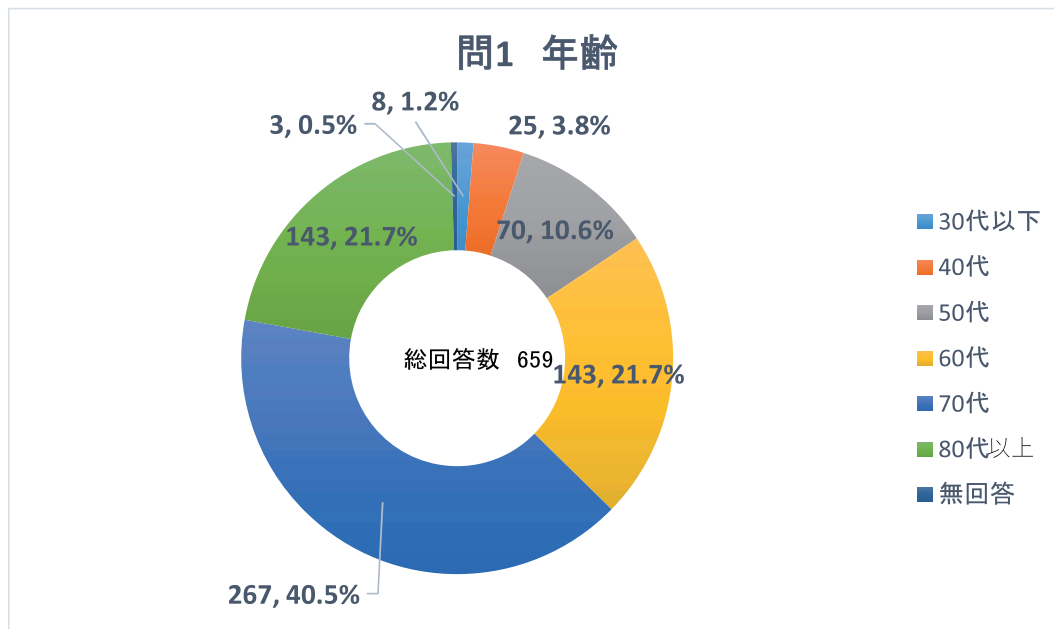
問9 今後、高槻市の農業を発展・継続させていくうえで、必要なことについて（複数回答可）



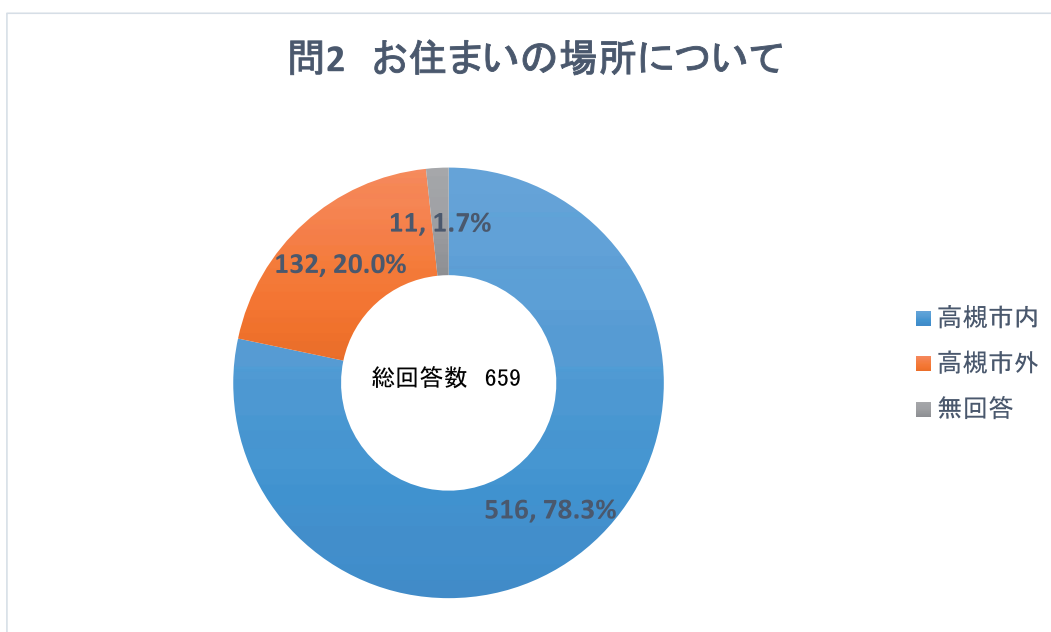


森林所有者アンケート

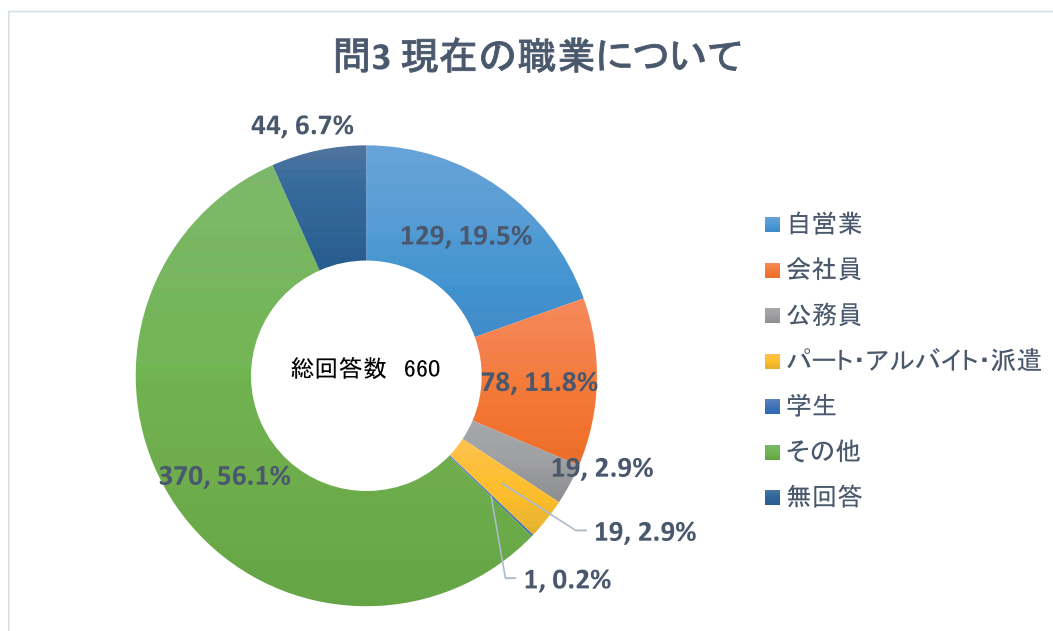
問1 年齢について



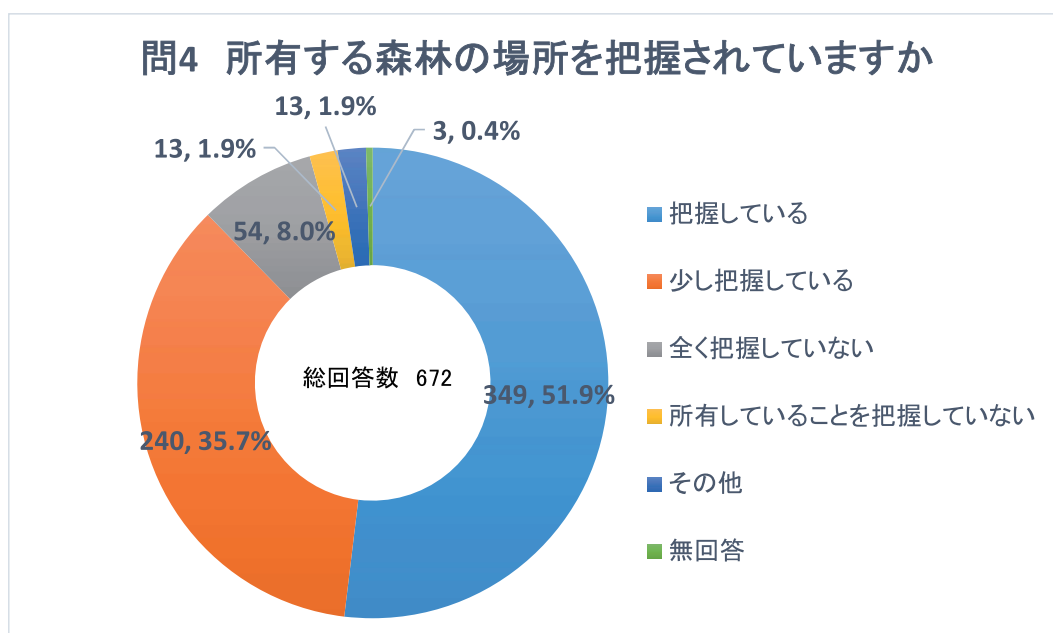
問2 お住いの場所について



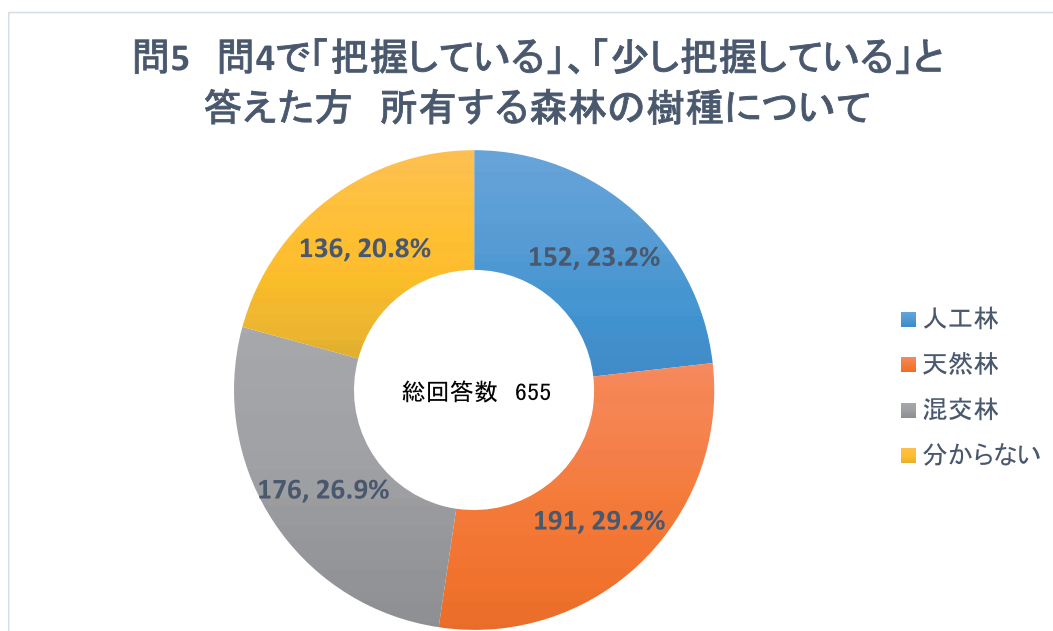
問3 現在の職業について



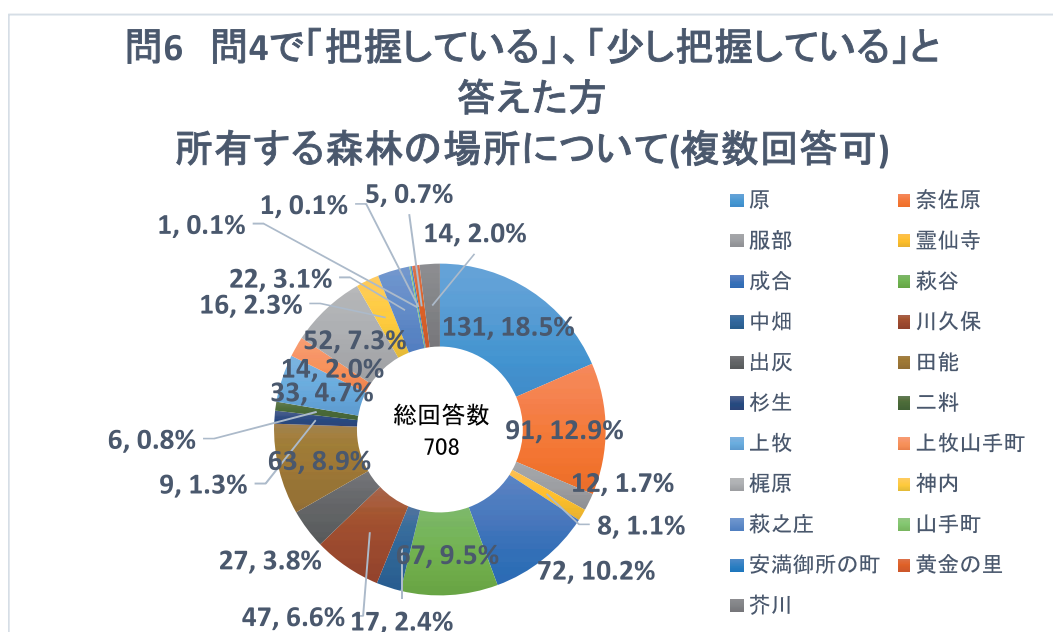
問4 所有する森林の場所を把握されていますか



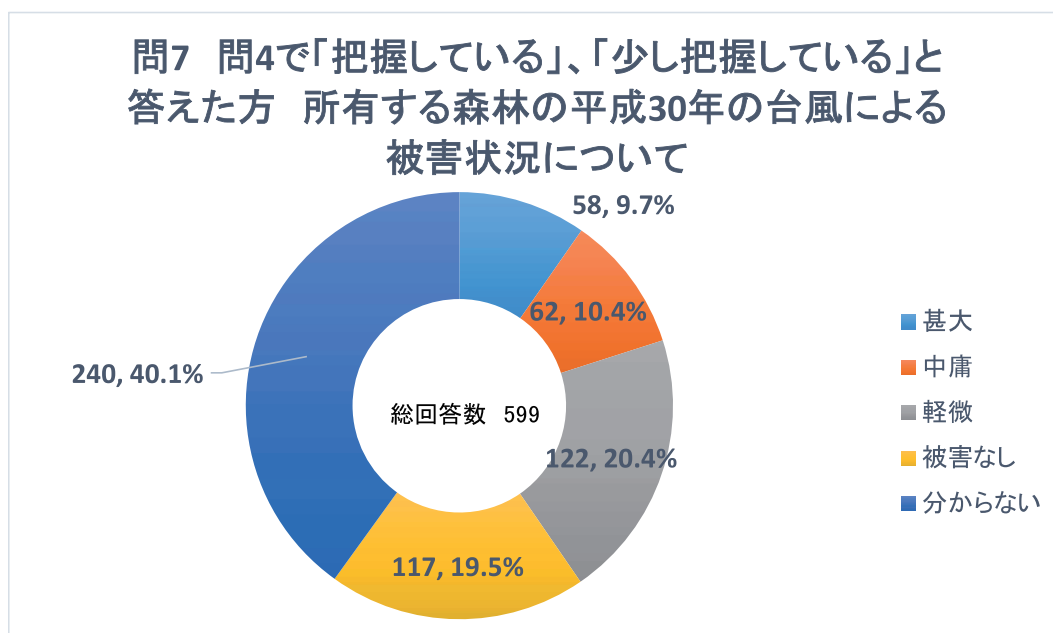
問5 問4で「把握している」、「少し把握している」と回答された方のうち、所有する森林の樹種についての



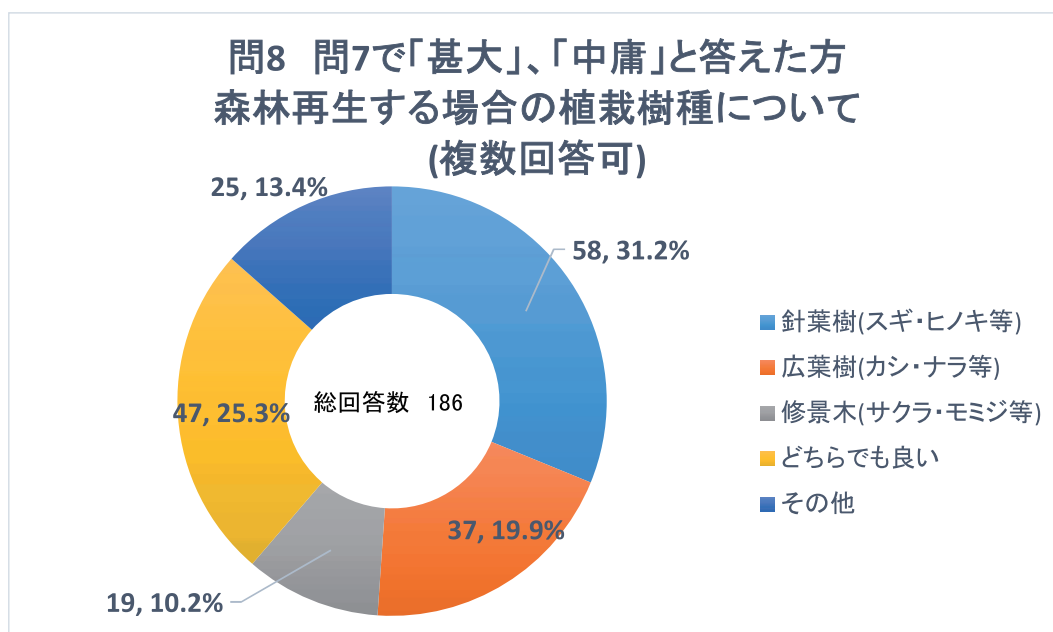
問6 問4で「把握している」、「少し把握している」と回答された方のうち、所有する森林の場所について（複数回答可）



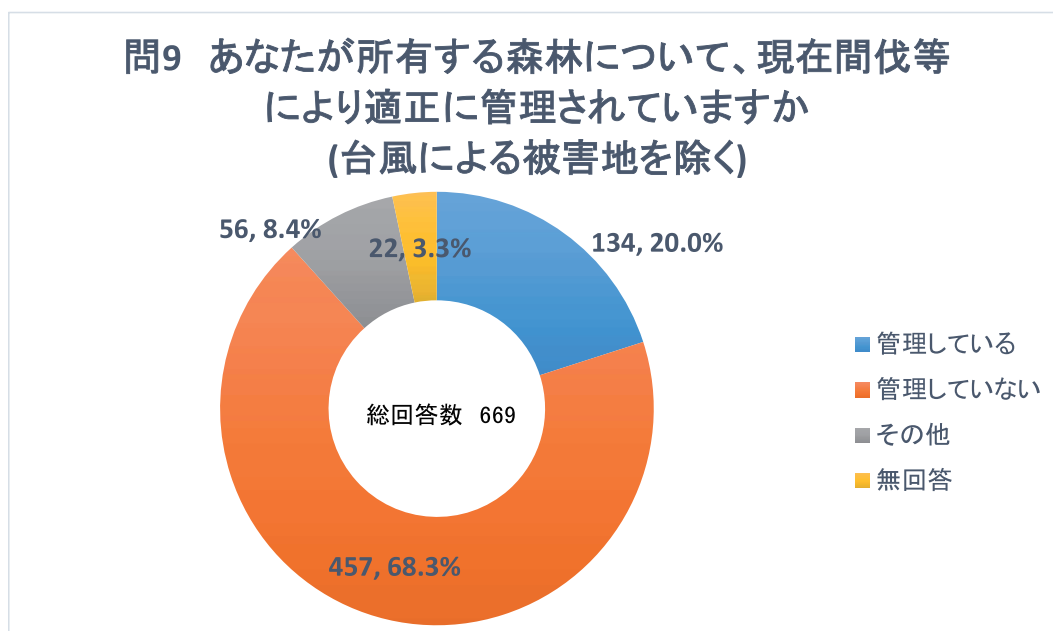
問7 問4で「把握している」、「少し把握している」と回答された方のうち、所有する森林の平成30年の台風による被害状況について



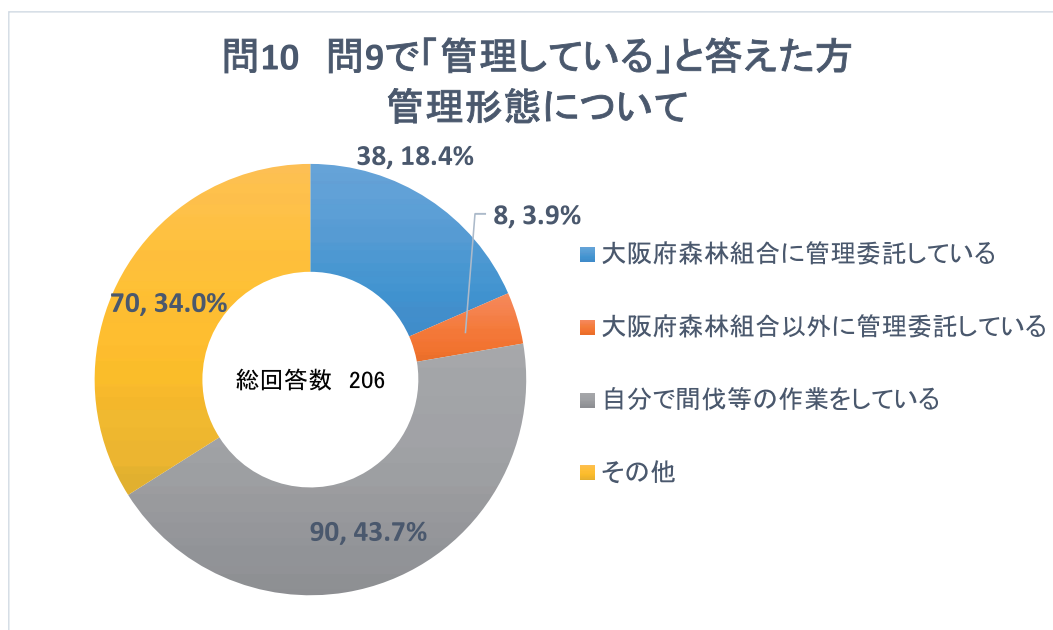
問8 問7で台風被害が「甚大」、「中庸」と回答された方のうち、森林再生する場合の植栽樹種について（複数回答可）



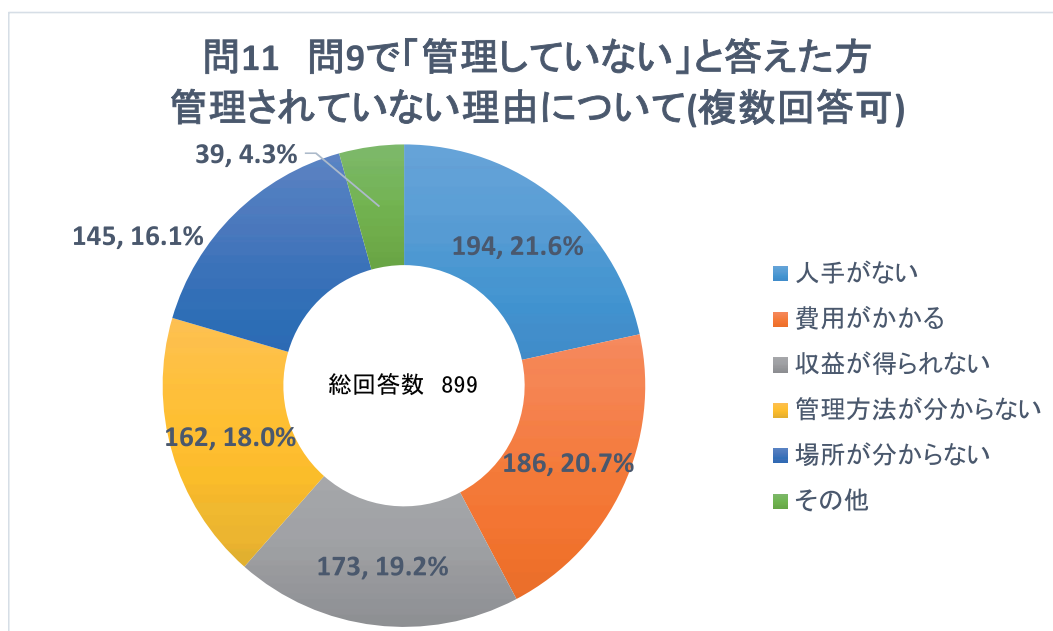
問9 あなたが所有する森林について、現在間伐等により適正に管理されていますか（複数回答可）



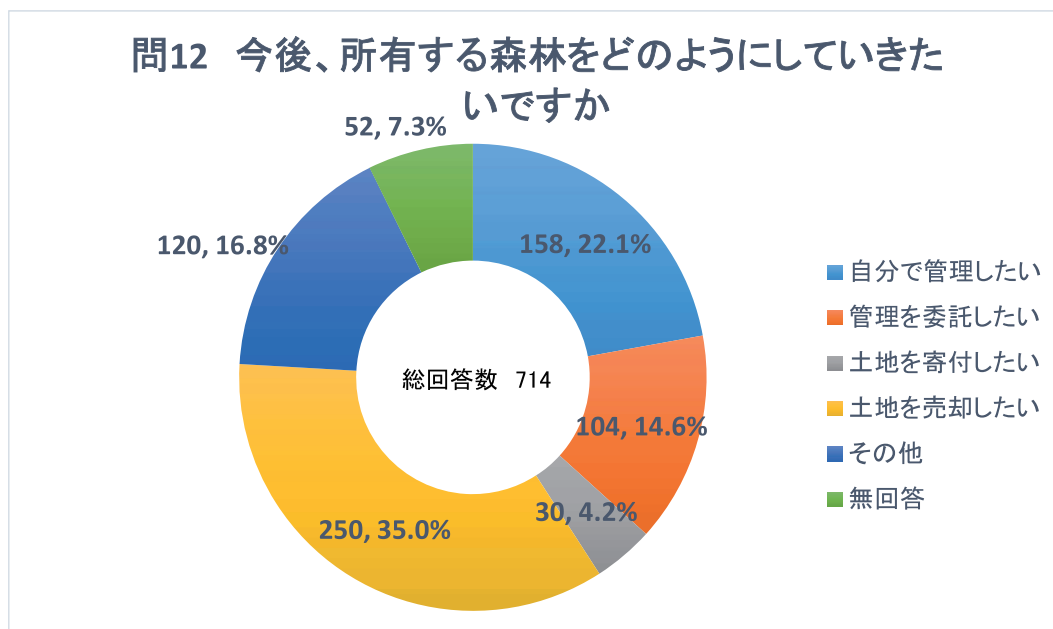
問10 問9で「管理している」と回答された方のうち、管理形態について



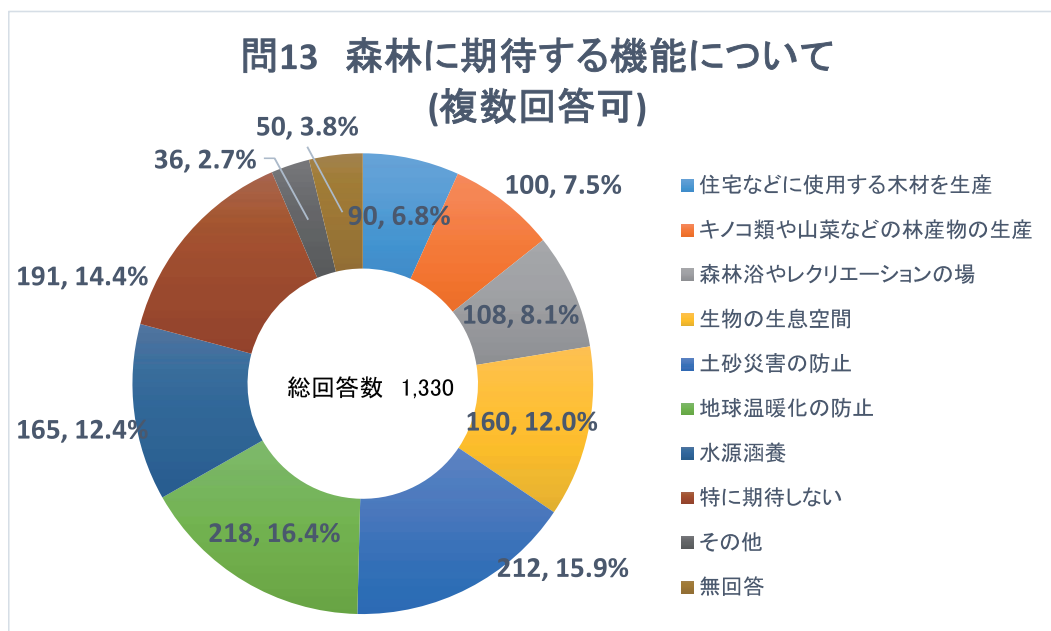
問 11 問 9 で「管理していない」と回答された方のうち、管理されていない理由について  
(複数回答可)



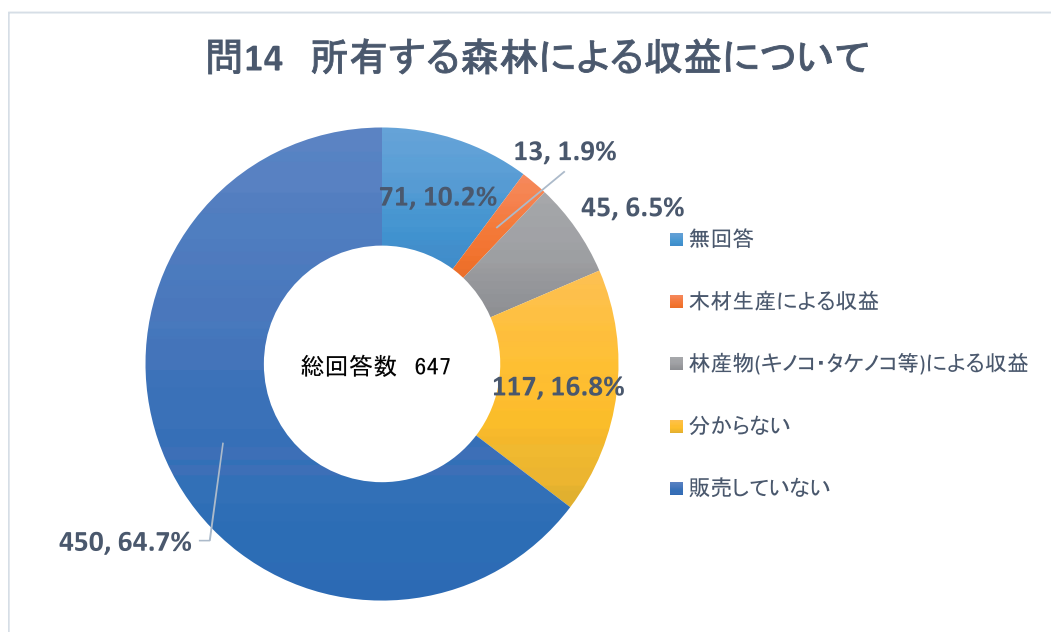
問 12 今後、所有する森林をどのようにしていきたいですか



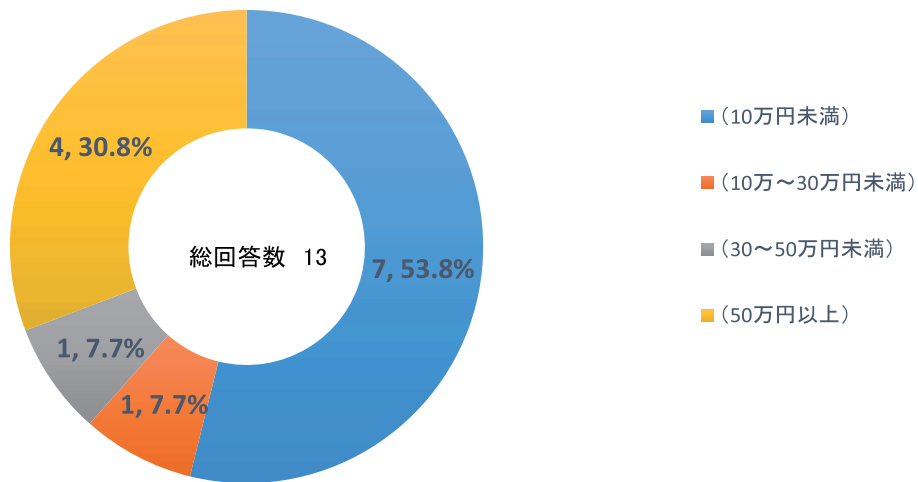
問13 森林に期待する機能について（複数回答可）



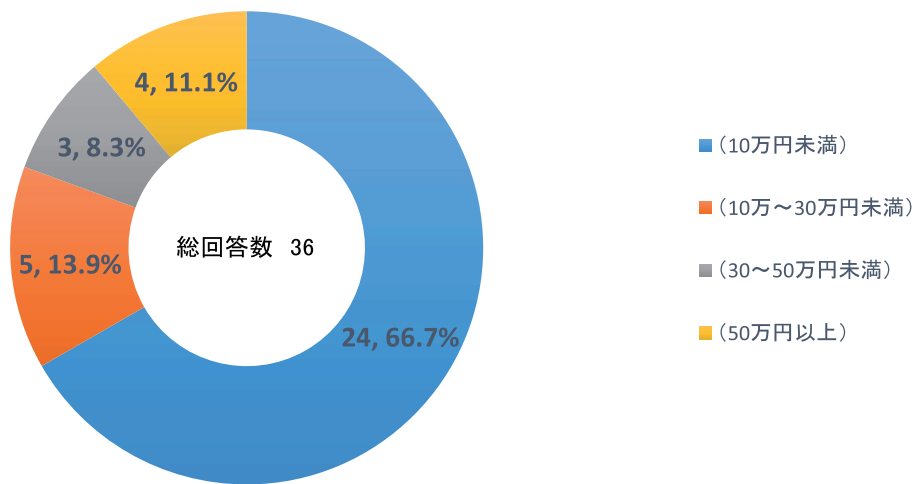
問14 所有する森林による収益について



### 問14 所有する森林による収益について (木材)



### 問14 所有する森林による収益について (林産物:キノコ・タケノコ等)





# 高槻市農林業活性化審議会 委員名簿

	氏名	所属	選任区分※
会長	増田 昇	大阪府立大学名誉教授	1号
副会長	橋長 俊彦	高槻市農業協同組合代表理事組合長	2号
	小柿 正武	NPO法人森のプラットフォーム高槻理事長 高槻里山ネットワーク副会長	2号
	小原 眞一郎	高槻市農業振興団体協議会会長	2号
	阪口 和義	J A たかつき実行組合協議会会長	2号
	都解 浩一郎	大阪府森林組合三島支店理事支店長	2号
	新美 英代	高槻商工会議所専務理事	2号
	能勢 淳	大阪府北部農と緑の総合事務所所長	2号
	藤井 康代	京都先端科学大学バイオ環境学部教授	1号
	吉田 正子	市民公募委員	3号

※選任区分 1号 学識経験のある者

2号 農林業者、農林業団体及び各種団体等を代表する者

3号 市民

## 高槻市農林業基本計画の策定経過

開催日	審議事項等
令和3年1月28日	令和2年度第2回審議会 ・次期高槻市農林業基本計画の位置づけ ・社会動向について ・次期高槻市農林業基本計画策定に向けた方向性
令和3年8月4日	令和3年度第1回審議会（諮問） ・現高槻市農林業基本計画の進捗状況等について ・アンケート集計結果について ・次期高槻市農林業基本計画の施策内容について
令和3年11月5日	令和3年度第2回審議会 ・高槻市農林業基本計画素案について
令和3年12月20日～ 令和4年1月19日	パブリックコメントの実施
令和4年2月1日（書面）	令和3年度第3回審議会 ・高槻市農林業基本計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について（報告） ・高槻市農林業基本計画（案）への答申（案）について ・高槻市農林業基本計画実施計画について

## 高槻市農林業の活性化に関する条例

高槻市農林業の活性化に関する条例をここに公布する。

平成 22 年 6 月 29 日

高槻市長 奥 本 務

高槻市条例第 18 号

### 高槻市農林業の活性化に関する条例

農地や森林は、古くから太陽、土、水などの自然からの恩恵と農林業者のたゆまぬ活動により、食料、木材等の農林産物の生産機能のみならず、国土や環境の保全、良好な景観の形成、市民の交流、教育及びレクリエーションの場などの多面的な機能を有し、多くのめぐみをもたらしてきた。

しかし、農林業者の高齢化や後継者不足の深刻化等による農地の減少や放置森林の増加等に見られるように、近年の農地や森林を取り巻く環境は、非常に厳しい状況にある。

このような状況において、本市が安らぎと潤いのある、豊かで暮らしやすい、風格ある都市であるためには、農林業を積極的に守り育て、農地や森林が有する様々な機能の維持増進を図らなければならない。

そのためには、農林業者が継続して農林業を営み、農地や森林を保全し、育成することに誇りを持つことができる取組を進めるとともに、広く市民が農林業、農地や森林の重要性について理解を深めることが求められている。

これらの実現に向けて、市、市民、農林業者等、農林業団体及び各種団体等が一体となって農地や森林の保全と利活用に取り組み、農林業の持続的な発展を図ることにより、市民の健康で文化的な生活を確保し、潤いと活気のあるまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、農林業について、その基本理念を定め、市の責務並びに市民、農林業者等、農林業団体及び各種団体等（以下「市民等」という。）の役割を明らかにし、農林業の活性化を図るための施策（以下「農林業活性化施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、農林業の持続的な発展を図るとともに、農地及び森林を保全し、もって健康で豊かな市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然循環機能 農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。
- (2) 農業の有する多面的機能 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観形成、文化の伝承等農業生産活動が行われることにより生ずる農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林の有する多面的機能 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能をいう。
- (4) 地産地消 地元農林産物の活用と流通過程でのコストの低減を目指し、生産者と消費者との相互理解の下に、地元農林産物を市内で消費することをいう。
- (5) 食育 農林産物の生育に関する知識を習得すること、食材を選択する力を養うこと、多様な調理法を知ること、味覚豊かな食生活を大切にすることその他の健全な心身を培うための食生活に関する様々な教育をいう。
- (6) 農林業団体 農業協同組合、森林組合、土地改良区その他の農林業者で組織する本市の農林業振興に関係する団体をいう。
- (7) 各種団体等 次に掲げるものをいう。
  - ア 農林業の活性化を図るために市民により組織された団体
  - イ 食品産業、木材等の流通又は加工を業として行う者等の農林産物を対象に事業活動を行う者
  - ウ 農林業の活性化を図るための活動に賛同する企業

(基本理念)

第3条 農業は、農産物の供給を通じて市民の健康で豊かな生活を支えるものであり、多彩な農産物を生産し、生きものを育て、自然循環機能を活かす資源として、市民とともに農業を育むことにより、その持続的な発展が図られなければならない。

2 農業は、その活性化を図ることにより、農地を保全し、農業用水その他の農業施設が確保されるとともに、その有する多面的機能が市民生活の安全及び安心の基盤であり、すべての生物にとって欠くことのできない貴重な財産であることから、様々な担い手によってその生産活動が支えられることにより、その利活用が図られなければならない。

3 森林は、豊かな林産物を生産する場として、また、その有する多面的機能が市民生活の安全及び安心の基盤であり、すべての生物にとって欠くことのできない貴重な財産であることから、自然と人間とが共生する場として、長期的展望に立って保全し、管理されるとともに、市民とのふれあいを通じて、その利活用が図られなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、農林業活性化施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、国、大阪府その他の地方公共団体及び市民等との連携を図りながら、農林業活性化施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、農業及び森林の有する多面的機能の重要性を認識し、これらに対する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(農林業者等の役割)

第6条 農林業者は、新鮮で安全かつ安心な農林産物を供給する主体として、その役割並びに農業及び森林の有する多面的機能を十分に認識し、市が実施する施策に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 森林を所有し、又は森林を使用収益する権限を有する者は、森林の有する多面的機能を十分に認識し、森林の整備及び保全を図るとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(農林業団体の役割)

第7条 農林業団体は、その事業活動を通じて、農林業者が行う農林業の活性化に向けた取組を支援するとともに、市が実施する施策に各種団体等と連携して協力するよう努めるものとする。

(各種団体等の役割)

第8条 各種団体等は、農林業者及び農林業団体との連携及び役割分担を図りながら、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本事項)

第9条 市は、第3条の基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、農林業活性化施策を策定するものとする。

- (1) 新鮮で安全かつ安心な農林産物の生産及び供給に関すること。
- (2) 地産地消及び食育の推進に関すること。
- (3) 農地の保全、農業用水等の農業施設の確保に関すること。
- (4) 間伐材その他未利用材の利活用に関すること。
- (5) 森林の整備及び保全に関すること。
- (6) 農林業後継者及び新たな担い手の育成及び確保に関すること。
- (7) 農空間（農地、里山、集落及び水路、ため池等の農業施設が一体となって存する地域をいう。）及び森林を取り巻く良好な景観の形成に関すること。
- (8) 農林業に係る学習、交流等の促進に関すること。
- (9) その他農林業の活性化を図るために必要な事項

(基本計画)

第10条 市長は、農林業活性化施策を総合的かつ計画的に実施するため、農林業の活性化

に向けた基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるとともに、次条第1項の高槻市農林業活性化審議会の意見を聴かなければならない。

（農林業活性化審議会）

第11条 市に、高槻市農林業活性化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前条第2項に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基本計画の実施状況に関すること。
- (2) その他農林業の活性化に関する重要事項に関すること。

- 3 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 農林業者、農林業団体及び各種団体等を代表する者
- (3) 市民

- 5 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(高槻市条例第328号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略



## 高槻市農林業基本計画

令和4年3月発行

発行者 高槻市 街にぎわい部 農林緑政課  
高槻市桃園町 2-1

T E L 072-674-7402